税につい 参」とい それぞれ 同年度に 固定資産 の比準課 心以外 年度まで 八非住 て、前 十年度に 八非住 しある 宅用 以外 **深模住** の上欄に たもの うち、昭 の表の上 げる宅地 準じて算 受けるも だし書又 等がある の算定方 標準額を 第十九条 農地に係る昭和五十一年度から昭和 2 の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整 税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額 額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産 五十三年度までの各年度分の固定資産税の額 和五十三年度までの各年度分の間定資産税の 附則第十九条を次のように改める。 附則第十八条の三を削る。 を適用する。 に、当該農地の次の表の上欄に掲げる上昇率 は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税 分又は個人非住宅用地である部分をそれぞれ 宅用地である部分、法人非住宅用地である部 係る前二条及び前二項の規定の適用について る宅地等に係る当該各年度分の固定資産税に である部分のうちいずれか二以上を併せ有す 地である部分、一般住宅用地である部分、法 各年度に係る賦課期日において小規模住宅用 地等であつたものとみなして、前二条の規定 期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅 のに係る当該各年度分の固定資産税について ぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したも 年度までの各年度に係る賦課期日において前 げる宅地等で昭和五十一年度から昭和五十三 (農地に対して課する昭和五十一年度から は、当該小規模住宅用地である部分、一般住 人非住宅用地である部分又は個人非住宅用地 は、当該類似土地が昭和五十年度に係る賦課 が昭和五十年度に係る賦課期日においてそれ 標準額の算定に用いられるべきものとする。) の当該各年度分の固定資産税に係る宅地等調 のうち、当該宅地等の類似土地(当該宅地等 項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの 一の宅地等とみなす。 整固定資産税額の算定の基礎となる比準課税 昭和五十一年度から昭和五十三年度までの 前条第二項第二号、第三号又は第四号に掲 昭 年度 2

率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度 第 第二十条及び第二十一条 を経過した年度 を経過した年度 て四年度を経過した年度 1」を「(備考)」に改め、同条第四項の表中 附則第二十条及び第二十一条を次のように改 附則第二十二条第一項を次のように改める。 昭和五十一年度 昭和五十二年度以降の各年度 附則第十九条の三第一項の表の第一号中| 項」とあるのは「附則第十九条第一項」と、 度分の固定資産税の課税標準額について準用 「宅地等」とあるのは「農地」と、「宅地等調整 する。との場合において、同条第二項中「前 た場合における固定資産税額(以下「農地調 分の固定資産税の課税標準となるべき額とし 附則第十八条第二項の規定は、前項の前年 一・三倍を超えるもの 一・三倍以下のもの 0.七 -0 上 を 昇 昭和五十三年度以降の各年度 昭和五十二年度 昭和五十一年度 に改める。 削除 率 を 昭和五十三年度 昭和五十二年度 0.七 $\dot{\circ}$ Ø 昭和五十二年度 昭和五十一年度以降の各年度 に改め、同表の第二号中 区 いう。以下同じ」に改める。 附則第十九条の二第一項中「をいう」を「を 産税に限り、 から昭和五十三年度までの各年度分の固定資 規定の適用がある土地に係る昭和五十一年度 する。 農地調整固定資産税額」と読み替えるものと 固定資産税額」とあるのは「同項に規定する 整固定資産税額」という。)を超える 場 は、当該農地調整固定資産税額とする。 附則第十八条第一項又は第十九条第一項の 市街化区域設定年度から起算して五年度 分 市街化区域設定年度から起算して四年度 〇· 四 O 七 -0 第四百十七条第一項中「固定資 市街化区域設定年度から起算し に改め、 負 昭和五十一 昭和五十二年度以降の各 同条第三項中「(備考) 担 調 一年度 整 -0 <u>-</u> ≐ 率 合 -を 準額に 2 う。シァ 十九久 適用な 農地 項の知 整対象 受けっ 八条の 整対免 の規定 下量 くは祭 の三人 適用が 第十十 附則等 地にた **り**、□ 附町 附冊 すス 附 進 と 食解

一類第二号 地方行政委員会議録第四号 昭和五十一年三月二十九日

度分